平成３０年（フ）第１３１号
兵庫県西宮市上甲東園５丁目５番12―201号、住民票上の住所大阪府吹田市山田西４丁目２番70―402号
債務者　入江　弥生（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５７号
佐賀県鳥栖市桜町1120番地１
債務者　宮崎　裕幸
1　決定年月日時　平成30年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
宮崎市田野町甲2819番地４　森山コーポ105号、前住所宮崎市田野町甲2873番地12
債務者　山田サト子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９号
石川県七尾市藤野町イ部47番地１
債務者　日光　豊子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第５５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目２番５号
債務者　上谷　和子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―410号、前住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目16番30号
債務者　青松こと　沈　　光男
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４６号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目29番10―302号
債務者　籠谷　　朔（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
奈良県宇陀市榛原下井足1934番地の８　メゾンハイバラ301号
債務者　サグン　テレシタ　コラド
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
奈良県大和高田市東中２丁目13番34―301号グローバル大和高田
債務者　小川　光惠
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
福岡県直方市大字感田1491番地９
債務者　白石　辰次
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第６８号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4131番地５
債務者　今泉　千里
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙3934番地、前住所愛知県名古屋市東区矢田３丁目２番45号サンクレーア大曽根矢田201号
債務者　平野　　光（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２０号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢130番地９　ダイヤモンドムーン202号
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
福島県田村郡小野町大字皮籠石字寺脇10番地
債務者　小野　高則
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
福島県須賀川市崩免39番地１
債務者　鈴木　彰江
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２号
栃木県真岡市さくら３丁目５番地20　パルテールⅢ103号
債務者　北田　政弘
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成３０年（フ）第６６号
佐賀市久保田町大字徳万368番地４
債務者　蘭　　秀則
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
佐賀市鍋島町大字森田394番地２
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係